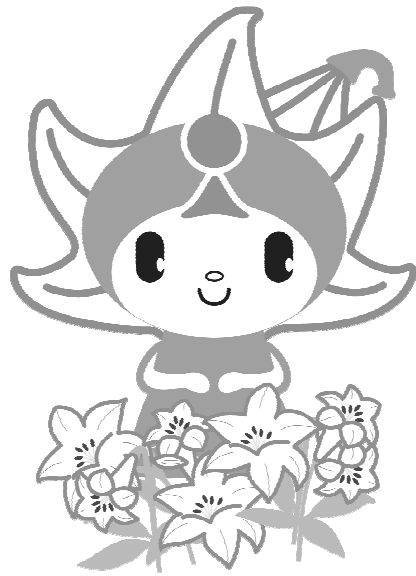


生活保護のしおり



穴粟市福祉事務所

この「しおり」は、生活保護の主旨をよく理解していただけるように、生活保護の制度のあらまじや、約束ごと、決まりなどについて分かりやすくまとめたものです。

ーもくじー

- 1 生活保護とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 生活保護が決まるまで・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 保護の決め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 ケースワーカーと民生委員・児童委員・・ 4
- 5 保護の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 6 あなたの権利と義務・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 7 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 8 福祉事務所の所在地・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

1 生活保護とは

生活保護とは、憲法第25条に規定する理念に基づき「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、自分の力で生活していけるように手助けする制度で、暮らしに困った場合に、誰もが受けることができる制度です。

この制度では、次のような定めがあり、最善の努力をつくしてもなおかつ生活できない場合に、福祉事務所に申請（急迫な場合で申請できない状況にあるときは除かれます）することにより、必要なお金や品物などが支給されます。

(1) 能力の活用

働ける方は、能力に応じて仕事に励んでください。

(2) 資産の活用

生活必需品以外の財産（たとえば、預貯金、有価証券、土地、家屋、高額または貯蓄性の高い各種保険、貴金属類、自動車、ピアノなど）のある方は、暮らしのために活用（たとえば売却して生活費にあてるなど）してください。

※ 自動車の保有などについて

生活保護を受けている間は自動車を保有したり、借りて利用することは、次の理由などにより原則として認められていません。

- 生活保護制度は、生活に困っている方の最低限度の生活を保障するにすぎないため、自動車の保有にかかる保険料、自動車税、車検費用、燃料代など多額の経費により最低生活が圧迫されること
- 交通事故を起こしたときの賠償能力に問題があること
- 地域の低所得者との均衡が保てないこと

なお、身体に障がいのある人の通勤用自動車などは認められる場合もあります。くわしくは福祉事務所にご相談ください。

生活保護を受けている間に、福祉事務所の指導・指示に従わ

ず、車を保有したり借りて利用すると、保護の変更、停止または廃止をされることがありますので、十分注意してください。

- (3) 扶養義務者の扶養
親子、兄弟姉妹、親せきなどがいる方は、できるだけ、その方々から援助を受けてください。
- (4) 他の法律の給付
国民年金、厚生年金、健康保険、雇用保険などが受けられる方は、すべて受けてください。

2 生活保護が決まるまで

そうだん
相談

保護のことを、お尋ねになりたい方は、福祉事務所またはお住まいの地区の民生委員・児童委員にご相談してください。

しんせい
申請

保護を受けたい方は、福祉事務所に相談の上、保護申請に必要な書類に必要な事項を記入して、福祉事務所へ提出してください。

ちょうさ
調査

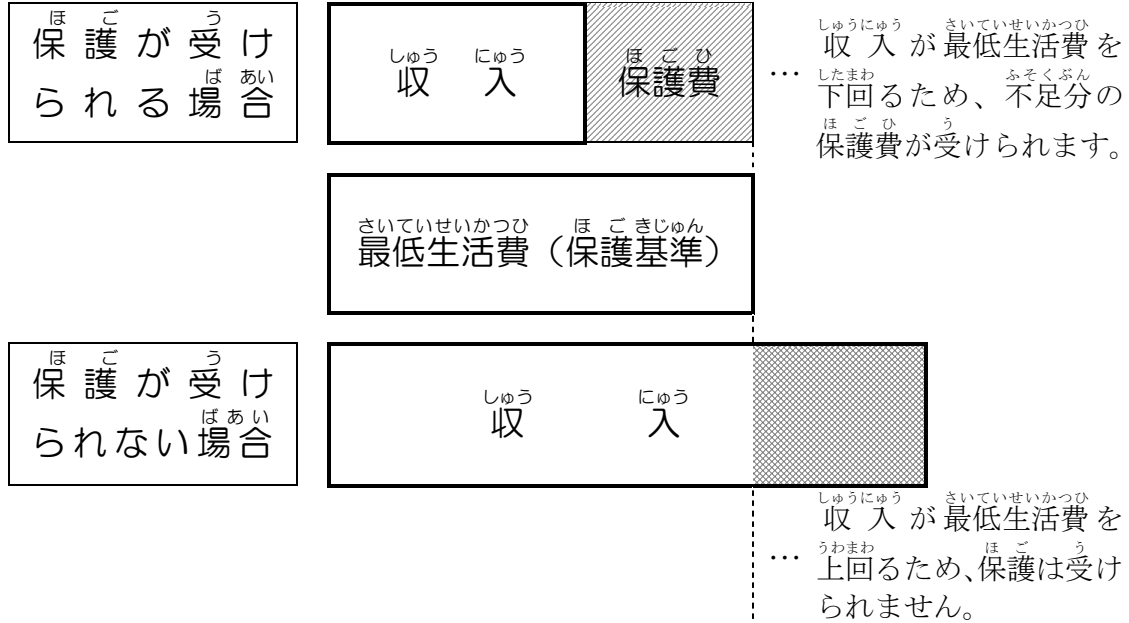
福祉事務所は、保護を申請されたあなたの家庭などを訪問して、生活状況や保護の要件が満たされているかなどをお尋ねしますので、ご協力ください。

けつてい
決定

福祉事務所は、あなたの申告内容や関係機関への照会の結果に基づいて、厚生労働大臣が定める基準（最低生活費）と収入とを比べて、保護が必要かどうかを決定し、あなたに通知します。

3 ほごきかた 保護の決め方

生活保護は、世帯全員の最低生活費と収入とを比べたうえで、決められます。



(1) 申請について

保護を決めるために、保護申請書のほか、必要な書類（別添様式参照）により申請手続きをしていただきます。

(2) 最低生活費（保護基準）について

厚生労働大臣が定める保護基準により、年齢別、世帯構成別、所在地別に世帯単位で決められます。

親族、他人を問わず、一緒に住み（同居）、生活をともにしている場合は、同じ世帯となります。

なお、入院している家族や出稼ぎしている家族などは、実際に同居していなくても、同じ世帯となります。

(3) 収入について

給与、年金、手当、仕送り、借入金など、現実に世帯に入ったすべてのものが収入となります。

また、働いて得た給与などは、額に応じて定められる一定額（勤労控除）や通勤費などの必要経費を差し引き、収入として扱われます。

なお、善意の寄付金や修学の貸付金などは、収入として認定されない場合があります。

4 ケースワーカーと民生委員・児童委員

(1) ケースワーカー

ケースワーカー（地区担当員）は、家庭訪問などによりあなたの生活状況などをお尋ねし、世帯の実情に応じた必要な助言や指導を行います。日常生活で何か困ったことや、不明なことがありましたら、気軽に相談してください。

(2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、それぞれの地域で、生活に困ったり悩みを持つ方々に必要な援助や助言を行います。何か困ったことや、不明なことがありましたら、気軽に相談してください。

5 保護の種類

生活保護は、その内容ごとに次の8種類の扶助があります。

- (1) 生活扶助 食べるもの、着るもの、電気、ガス、水道代などの日常の暮らしに必要な費用
- (2) 教育扶助 学用品費、学級費、給食費などの義務教育に必要な費用
- (3) 住宅扶助 家賃、地代などの住宅に必要な費用
- (4) 医療扶助 病気やけがの治療に必要な費用
- (5) 介護扶助 介護サービスを受けるために必要な費用
- (6) 出産扶助 出産をするために必要な費用
- (7) 生業扶助 技術を身につけたり、高等学校などに就学したり、仕事につくために必要な費用
- (8) 葬祭扶助 葬祭のために必要な費用

毎月支給される保護費のなかには、最低生活費として必要なものは、すべて含まれています。しかしながら、出産、入学、入退院や新しく保護を受ける方で必要なものの持ち合わせがないなど、やりくりではこれらの必要なものの確保が困難な場合があります。そこで、このような臨時的な需要に応じるため、必要に応じて支給される一時扶助があり、代表的なものは次のとおりです。

・被服費

— 布団 布団類が全くないか、全く使用できなくなつたときの費用

— 被服 着るものを持っていないときの費用

— 新生児被服等 出産を控えて産着などが必要なときの費用

— 寝巻等 入院するときに、寝巻などが全くないか、使用できないときの費用

— おむつ 常時失禁状態で、おむつが必要なときの費用

・入学準備金

小・中学校の入学準備に必要な費用

- か く じゅうき
 ・ 家具什器
 ちようきにゆういんごたいいん たんしんしゃ さいがい かつ
 長期入院後退院する単身者や災害にあった方な
 どが必要とする炊事用具・食器類の費用
- はいでんせつび
 ・ 配電設備
 はいでんせつび しんせつ ひよう
 配電設備を新設するときの費用
- すいどうとうせつび
 ・ 水道等設備
 い ど みず いんよう てき すいどう せつび
 井戸水が飲用に適しないなど水道の設備がどう
 しても必要なときの費用
- てんきよ さい しきぎん
 ・ 転居の際の敷金など
 たいいん としけいかくほう てんきよ
 退院するときや都市計画法などによって転居が
 どうしても必要なときの費用
- かおくほしゅうひ
 ・ 家屋補修費
 かおく やね かべ ほしゅう ひよう
 家屋の屋根や壁などの補修が必要なときの費用
- にゅうよくせつび ぶせつ
 ・ 入浴設備の付設
 じゅうど しんしんしょうがいしゃ ほこうこんなん ろうじん
 重度の心身障害者や歩行困難な老人などで
 きんりん こうしゅうよくじょう にゅうよくせつび せっち
 近隣に公衆浴場がないときに入浴設備の設置
 に必要な費用
- つうがくようじてんしゃ
 ・ 通学用自転車
 つうがく じてんしゃ しょう
 通学のために自転車を使用しなければならない
 ときの自転車購入費
- ちりょうざいりょう きゅうふ
 ・ 治療材料の給付
 めがね ほこうほじょ ぎし そうぐ はいせつ
 眼鏡、歩行補助つえ、義肢、ストーマ装具（排泄
 しえんようぐ などのきゅうふ う ひよう
 支援用具）などの給付を受ける費用
- しじゆつ きゅうふ
 ・ 施術の給付
 じゅうどうせいふく ま
 柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージ
 の給付を受ける費用
- いそう きゅうふ
 ・ 移送の給付
 いりょうきかん つういん こうつうひ
 医療機関に通院するときなどの交通費

じようきがい いちじふじよ
 上記以外にも一時扶助はあります。

しきゅう いてい じょうけん しきゅう ばあい じょうげんがく
 それぞれの支給には一定の条件があり、支給されない場合や上限額が

ありますので、事前に、福祉事務所に相談・申請を行ってください。

しきゅう りょうしゅうしょ しよるい ひつよう ばあい
 支給にあたっては、領収書などの書類が必要な場合もあります。

6 あなたの権利と義務

- (1) 正当な理由がなければ、すでに決定された保護は変更されません。
- (2) 保護費として支給された金品については、税金が課せられたり、差し押さえられることはありません。
- (3) 保護を受ける権利は、譲り渡すことができません。
- (4) 常に生活の維持向上に努めなければなりません。
- ア 病気やけがで働けない方は、医師の指示を守って療養してください。
- イ 働ける方は、能力に応じて仕事に励んでください。
- ウ 年齢が18～64歳で働ける方が失業中のときは、求職活動をして毎月「求職活動状況・収入申告書」を提出してください。
- エ 生活のむだをなくし、計画的な暮らしを心がけてください。
- オ 家賃、介護保険料、その他納めなければならない金品のある方は、定められた期限までに納めてください。
- (5) 生活状況や保護を受ける内容が変わる場合には、すみやかに届出をしなければなりません。
- ア 住所を変えるとき。
- イ 家族の状況が変わったとき。(就職・進学・転入・転出・入院・退院・妊娠・出産・死亡など)
- ウ 仕事が変わったときや、仕事についていなかった方が仕事についてきたとき。
- エ 収入が変わったとき。(給与や年金、手当額が変わったとき、ボーナスや他の給付金が入ったときなど)
- オ 家賃や地代が変わったとき。
- カ 交通事故など災害にあったとき。
- キ その他生活の状況が変わったとき。
- (6) 福祉事務所が行う指導・指示(ケースワーカーの訪問指導を含む)には従わなければなりません。
- これらの義務に違反したときは、保護の変更、停止または廃止をされることがあります。

(7) 費用の返還について

資力があるにもかかわらず、保護を受けたときには、さきに支給された保護費をあとから返還しなければなりません。(例えば、さかのぼって年金が支給されたときや、生命保険の解約返戻金、各種還付金が支給されたときなど)

7 その他

(1) 保護費の支給日

毎月 5 日 (土曜・日曜・祝日のときは前日) に指定された口座 (窓口) に支給します。

(2) 医療の受け方 (けがや病気になったときなど)

あなたや家族の方がけがをしたり病気にかかって、医者に見てもらうときは (入院するときも、通院するときも) その前に福祉事務所に届出をしてください。

もし急病などで届出ができないときは、その後、すみやかに福祉事務所に届出をしてください。

病気が治ったとき、退院するとき、医者を変えようとするときは、福祉事務所に届出をしてください。

なお、保護を受けている間 (保護の停止中を除く) は国民健康保険証を使用できませんので、すみやかに国民健康保険の担当窓口にお返しください。

(3) 介護の受け方 (ホームヘルパーやデイサービスなど)

高齢者などで介護が必要と認定された方は、介護サービスを受けることができます。この認定の手続きは、介護担当窓口にご相談してください。

認定を受けた後、介護を受けるときは、その前に福祉事務所に届出をしてください。

(4) 不服の申立について

福祉事務所の行った保護の申請却下、変更、停止、廃止などの決定に不服があるときは、決定を知った日の翌日から3か月以内に、知事に対して不服の申立(審査請求)ができます。ただし、外国人の方は申立ができません。

知事は、審査のうえ裁決します。この裁決に不服のある場合は、さらに厚生労働大臣に対して不服の申立(再審査請求)ができます。

(5) 不正な保護について

不正な手段で保護を受けたときには、さきに支給された保護費をあとから徴収されることになっています。さらに、3年以下の懲役または、100万円以下の罰金が課せられることがあります。

8 福祉事務所の所在地

● 宍粟市福祉事務所 (生活保護担当)

〒671-2573 宍粟市山崎町今宿5-15 市役所北庁舎4階
健康福祉部社会福祉課 TEL 0790-63-3067 (直)

● 健康福祉部一宮保健福祉課

〒671-4137 宍粟市一宮町閏賀300 一宮保健福祉センター内
TEL 0790-72-2100 (代)

● 健康福祉部波賀保健福祉課

〒671-4241 宍粟市波賀町安賀232-1 メイプル福祉センター内
TEL 0790-75-8800 (代)

● 健康福祉部千種保健福祉課

〒671-3223 宍粟市千種町室1060-1 保健福祉センター エガヤちくさ内
TEL 0790-76-8600 (代)

(このしおりの内容は、平成29年9月1日現在のものです)